

平成28年度第4回横浜市入札等監視委員会の議事概要

【日 時】平成29年1月24日（火） 午後1時30分から4時30分まで

【場 所】 関内中央ビル5階特別会議室

【出席委員】 村上 政博委員長、尾関 幸美委員、清水 規廣委員、中道 徹委員、舟橋 和幸委員

【議 題】

1 審議事項

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（条件付）（総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 3件 |
| (2) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 | 2件 |
| (3) 指名競争入札に係る抽出案件 | 1件 |
| (4) 随意契約に係る抽出案件 | 2件 |

2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について

【議事内容】

審議事項に関する利害関係の確認

審議事項に関する利害関係の有無の確認をした結果、清水委員から議題1－(1)「樽網橋補修・補強工事(その2)」の案件に利害関係がある旨の申し出があった。

議題1－(1)一般競争入札(条件付)(総合評価)に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件：1「樽網橋補修・補強工事(その2)」

2「(仮称)池辺市民の森ほか1か所整備工事」

3「工業用水道 宝町口径1100mm配水管更新工事」

※利害関係案件のため清水委員離席後、1「樽網橋補修・補強工事(その2)」を審議。

委員：抽出理由の説明。

1「樽網橋補修・補強工事(その2)」

工事費が高いが、入札参加者数が1者であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「入札参加者が1者のみだったが、その原因はどのようなものだと考えられるか。」

本市：「当該案件では、入札参加資格として同種の工事の施工実績を求めていることや発注時期などの影響により、事業者にとってあまり人気がない案件だったためだと考えられます。」

委員：説明を了承。

※清水委員が席に戻った後、残る2件を審議。

委員：抽出理由の説明。

2「(仮称)池辺市民の森ほか1か所整備工事」

総合評価案件の中で最も入札参加者数が多かったため。

3「工業用水道 宝町口径1100mm配水管更新工事」

総合評価案件の中で最も工事費が高く、また、落札率が最も低いため。

委員：「(仮称)池辺市民の森ほか1か所整備工事」について、なぜ総合評価落札方式

を採用したのか。」

本市：「総合評価落札方式を採用するかどうかは発注部署において判断をしておりますが、工事の品質を確保することが主な理由です。また、担い手確保の観点から、若手や女性技術者の登用を推進するなど価格以外の要素も評価していこうという近年の流れも踏まえています。」

委員：「「工業用水道 宝町口径1100mm配水管更新工事」について、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第3条第2項に定める失格基準に該当したため、総合評価の評価値が最も高い入札参加者が失格となっているが、具体的に何が失格基準に該当したのか。」

本市：「入札者が提出した工事費内訳書の現場管理費と一般管理費の合計が失格基準を下回っていました。」

委員：説明を了承。

議題1－(2) 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件3件についての審議
--

抽出案件：1「みなとみらい本町小学校新築工事(建築工事)」

2「日野公園墓地納骨堂(仮称)新築工事(建築工事)」

委員：抽出理由の説明。

1「みなとみらい本町小学校新築工事(建築工事)」

一般競争(条件付)案件の中で最も工事費が高く、また、落札率も高いため。

2「日野公園墓地納骨堂(仮称)新築工事(建築工事)」

工事費が高く、落札率も高いため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「抽出した2件の入札結果を見ると最低制限価格未満の金額での入札が多いが、その理由はどのようなものだと考えられるか。」

本市：「事業者の受注意欲が高く、各社とも最低制限価格付近を目指して入札した結果として、最低制限価格未満の金額での入札が多くなったと考えられます。」

委員：説明を了承。

議題 1 - (3) 指名競争入札に係る抽出案件 1 件についての審議

抽出案件：「主要地方道環状 2 号線保土ヶ谷区新桜ヶ丘橋（外回り）ほか 2 橋修繕工事（その 2）」

委員：抽出理由の説明。

指名競争案件の中で最も予定価格及び落札率が高いため。

本市：抽出案件について説明。

委員：説明を了承。

議題 2 - (4) 随意契約に係る抽出案件 2 件についての審議

抽出案件： 1 「都市計画道路大田神奈川線（馬場地区）街路整備工事（その 17）」

2 「栄第二水再生センター第一ポンプ施設電気設備工事」

委員：抽出理由の説明。

1 「都市計画道路大田神奈川線（馬場地区）街路整備工事（その 17）」

地方自治法施行令第167条の2第6号に基づく随意契約のうち、契約締結後の事情変更によるものであるため。

2 「栄第二水再生センター第一ポンプ施設電気設備工事」

地方自治法施行令第167条の2第2号に基づく随意契約のうち、契約金額が高い案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：説明を了承。

議題 2 - (1) 指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了解。

議題 2-(2) 談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了解。

議題 2-(3) 入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続きの運用状況」について報告。

委員：報告を了解。

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われておりました。